

危険物施設に設置されている消火器の維持管理について

防火対象物（一般の建築物）

点検基準が改正され、2011年4月1日より、製造から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検（水圧点検）が義務付けられ、以後3年ごとの点検が必要となります。

経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
経過年数(例) 製造年:2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年
耐圧性能試験 (水圧試験)	← 不要 →										全数実施	← 不要 →		全数実施

危険物施設

製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設に設置されている消火器には、**耐圧性能点検（水圧点検）の義務はありません。**

危険物施設の方へ

「消火器（消火設備）は設置しているだけでなく、使える状態であること」が重要です。

そのためにも、製造から10年を経過した消火器又は定期点検による外観点検において本体容器に腐食等が認められた消火器については、耐圧性能点検（水圧点検）の実施もしくは消火器の取替えを検討する必要があります。

耐圧性能点検（水圧点検）は義務ではありませんが、安全に使用するために必要な対応です。

※消火器の耐圧性能点検（水圧点検）は、容器の強度確認のために行うものです。

注意が必要な消火器

- ・錆び、変形、損傷がある
- ・製造から長期間（目安：10年以上）

POINT 1 旧型式の消火器は、2022年1月1日より型式失効となりますので、2021年12月31日までに全交換が必要です。

●新銘板に表示が義務付けられた事項（住宅用以外の消火器について）

- ◎住宅用消火器でないこと
- ◎業務用消火器

POINT 2 順次、この表示のある消火器に交換しなければならない。

- ◎消火器が対応する火災の絵表示（国際規格に準じたもの）等を図示

POINT 3 消火器交換の目安の表示が義務付け

- ◎標準的使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定される標準的な期間または期限

※型式失効とは・・・
現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

◎審圧式、加圧式の区別

審圧式 加圧式

◎使用時の安全な取扱に関する事項

- ◎維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ◎点検に関する事項
- ◎廃棄時の連絡先および安全な取扱に関する事項

使用上の注意（取扱説明）

△ 危険

- 錆、傷、変形、キヤップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。重要な部分に腐食や変形が認められる場合は、直ちに専門業者または点検されている取扱業者にお問い合せください。

△ 警告

- 車庫等に法令で定められた点検を行ってください。
- 取組む作業は必ず安全な方法で行ってください。必要に応じて保護具を着用してください。
- 取組む作業は必ず安全な方法で行ってください。必要に応じて保護具を着用してください。
- 取組む作業は必ず安全な方法で行ってください。必要に応じて保護具を着用してください。

△ 注意

- 指示ラベルの表示が鮮明に保たれていないものは点検してください。緑色ラベル「A」は「MPa」を示します。
- 消火器は定期的な点検が必要です。消火器には定期的な点検が必要です。
- 取組む作業は必ず安全な方法で行ってください。必要に応じて保護具を着用してください。
- 取組む作業は必ず安全な方法で行ってください。必要に応じて保護具を着用してください。

2021年まで
旧型以上の標準使用条件を満たして使用し、かつ標準的な期間または期限に達しない限りは引き続き使用することができます。